



玉川村職員（高校卒程度）採用候補者試験を次により行います。

玉川村長 石森春男



1 試験職種及び採用予定人員

|        |      |
|--------|------|
| 試験職種   | 一般事務 |
| 採用予定人員 | 若干名  |

2 受験資格

- (1) 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。(学歴は問いません)。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。
  - ① 日本の国籍を有しない者。
  - ② 成年被後見人又は被保佐人。(準禁治産者を含む)。
  - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3 試験の方法

- (1) 第1次試験  
職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。試験終了後に適性検査を実施します。
- (2) 第2次試験  
第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験及び小論文並びに集団討論の試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

| 区分    | 期日                | 時間  | 試験会場  | 発表  |
|-------|-------------------|---|---|---|
| 第1次試験 | 令和元年<br>9月22日(日)  | 受付<br>9:00~9:30<br>教養試験<br>10:00~12:00<br>適性検査<br>13:00~14:20 | 石川郡石川町字高田<br>234-1<br>「石川町合同庁舎」<br>TEL 0247(26)2648 | 令和元年11月上旬<br>玉川村役場掲示板に合格者名を掲示するほか合格者に通知します。 |
| 第2次試験 | 第1次試験合格者に別途通知します。 |   |   |   |

6 採用者の決定

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に村長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として、1年間です。
- (2) 初任給は本村の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求  
申込用紙は、玉川村役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「高校卒程度試験申込用紙請求」と書いて、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封してください。
- (2) 申込の方法
  - ① 申込用紙に必要事項を記入して、玉川村役場総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は、82円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「高校卒程度試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付してください。持参する場合は、82円切手を貼った自分宛の封筒を持参してください。なお、本籍地が記された住民票抄本を添付してください。内容を確認後、受験票を郵送します。
  - ② 受験票の写真欄に、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を貼って受験当日必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。)
- (3) 受付期間  
令和元年7月17日(水)から令和元年8月16日(金)まで(執務時間中に限ります)。  
郵便による申込書提出の場合は、令和元年8月14日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) この試験に関し不明な点は、玉川村役場総務課に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。
- (3) 1次試験の際は、弁当を持参願います。
- (4) 試験会場への自家用車の乗り入れが禁止されていますので、公共交通機関を利用願います。
- (5) この内容は村ホームページにも掲載しております。

(担当 玉川村総務課 総務係 ☎0247-57-4621)